

さいたま市消防局訓令第6号

さいたま市消防表彰規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年12月10日

さいたま市消防局長 島田 智弘

## さいたま市消防表彰規程の一部を改正する訓令

さいたま市消防表彰規程（平成13年さいたま市消防本部訓令第3号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（表彰の上申）</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>4 消防団長は、消防副団長が第3条第1項の規定に該当すると認めたときは、表彰上申書により、市長に上申しなければならない。</u></p> <p><u>5 消防副団長又は消防分団長は、所属の消防団員又は部隊が第3条第1項及び第4項の規定に該当すると認めたときは、表彰上申書により、消防団長に上申しなければならない。</u></p>	<p>（表彰の上申）</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>4 消防分団長は、当該分団に属する消防団員又は部隊が第3条第1項及び第4項の規定に該当すると認めたときは、表彰上申書により、消防団長に上申しなければならない。</u></p>

## 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。